

女性活躍推進法の施行状況について

令和7年11月25日

内閣府・厚生労働省

1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

時限立法 ※1
(～R18 (2036) .3.31)

2. 概要

(一般事業主（民間企業等）に関する部分は厚生労働省が、特定事業主（国・地方公共団体）に関する部分は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が所管）

○ 一般事業主（民間企業等）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

- (1) 職場の女性の活躍に関する状況の把握・課題の分析を実施、
- (2) 状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

[事業主行動計画の必須記載事項]
・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

(3) 女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表

- ・常用労働者301人以上の一般事業主及び全ての特定事業主は、※2
 - ①職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち「男女の賃金（給与）の差異」の項目
 - ②職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち①以外の項目から1項目以上
 - ③職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績から1項目以上を公表
- ・常用労働者101人以上300人以下の一般事業主は、※2
「職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び
「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の
全ての項目から1項目以上を公表

- (1)～(3)の対象は、
①常用労働者101人以上の一般事業主 及び
（常用労働者100人以下の一般事業主は努力義務）
②全ての特定事業主

職業生活に
関する機会の
提供の実績

職業生活と家庭
生活との両立に
資する雇用環境
の整備の実績

情報公表項目	
・採用者に占める女性の割合 ・管理職等に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績 ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・男女の賃金の差異	等
・男女の平均継続勤務年数の差異 ・残業時間の状況 ・男女別の育児休業取得率 ・有給休暇取得率	等

○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、

公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）

○ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に係る計画）を策定、公表（努力義務）



※1 令和7年の女性活躍推進法改正により、有効期限が令和8年3月31日までから、令和18年3月31日まで、10年間延長された。
※2 令和8年4月1日より、常用労働者301人以上の一般事業主及び特定事業主は、「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」を含む計4項目、常用労働者101人以上の一般事業主は、「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」を含む計3項目の公表が義務化される。

女性活躍推進法の施行状況について（国・地方公共団体）

1. 特定事業主行動計画の策定状況（令和7年3月時点）

国、都道府県、政令指定都市：策定率100%
市町村：策定率82%（内閣府調査に対する回答に基づく）

2. 各府省等が特定事業主として情報公表している項目（令和7年11月時点）

機関名	職業生活に関する機会の提供に関する実績							職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績					左記以外	
	女性職員の採用割合	採用試験の受験者の女性割合	職員の女性割合	管理職の女性割合	各役職段階の職員の女性割合	中途採用の男女別実績	職員の給与の男女の差異	離職率又は継続勤務年数の男女差	及び男女別の育児休業取得率	合計の産休取得率及び状況	超過勤務の状況	年次休暇等の取得状況	機会の提供に資する制度の概要	両立に資する制度の概要
内閣官房	○	人事院において公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内閣法制局	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人事院	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内閣府	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮内庁	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公正取引委員会	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警察庁	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人情報保護委員会	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カジノ管理委員会	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金融庁	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消費者庁	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
こども家庭庁	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
デジタル庁	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
復興庁	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法務省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外務省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財務省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文部科学省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厚生労働省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林水産省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経済産業省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国土交通省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境省	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原子力規制委員会	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防衛省	○		○	○	○	○	○	(○)	○	○	○	○	○	○
会計検査院	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- （備考）
- 1. 各機関が令和7年度に女性活躍推進法第19条及び第21条に基づき公表した情報について、内閣府男女共同参画局にて集計。内閣府男女共同参画局が確認した時点で未公表であるが、今年度中に公表予定と回答があった場合は「（○）」で記載。
 - 2. 総務省に公害等調整委員会，消防庁を含む。法務省に出入国在留管理庁，公安審査委員会，公安調査庁を含む。財務省に国税庁を含む。文部科学省に文化庁，スポーツ庁を含む。農林水産省に林野庁，水産庁を含む。経済産業省に資源エネルギー庁，特許庁，中小企業庁を含む。国土交通省に観光庁，気象庁，運輸安全委員会，海上保安庁を含む。防衛省に防衛装備庁を含む。
 - 3. 「職員の給与の男女の差異」は必須公表項目。
 - 4. 「採用試験の受験者の女性割合」は、一般職の国家公務員の採用試験については、人事院が一括して実施し、その結果を公表している。
 - 5. 「中途採用の男女別実績」について、採用実績がない旨公表していれば「○」で記載。
 - 6. 「超過勤務の状況」の○は、職員の一月当たりの平均超過勤務時間又は、超過勤務の上限を超えた職員数を公表している府省等を示す（公表の対象範囲は府省等により異なる。）。
 - 7. 「年次休暇等の取得状況」の○は、全職員の取得状況に加え、職員のみとまりごとの取得状況についても公表している府省等を含む。

女性活躍推進法の施行状況について（推進計画及び公共調達関係）

1. 都道府県、市区町村における推進計画の策定状況（令和7年3月時点）

- ・女性活躍推進法に基づき、都道府県及び市区町村は、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定するよう努める必要（努力義務）。

都道府県、政令指定都市：策定率100%

市町村：策定率71.1%

（令和6年度に内閣府が実施した「女性活躍推進法に基づく各計画策定・公表等の取組実施状況調査」において各機関等が回答した内容を基に作成。）

2. 公共調達における受注機会の増大の取組状況（令和5年度実績）

- ・女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」に基づき、国及び独立行政法人等の調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式及び企画競争方式）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価。

◆法施行（H28.4.1）後、年々取組が進捗し、国・独立行政法人等を合わせて3兆8,368億円（加点評価の取組実施調達の規模）まで拡大。

- ◆国の機関は、
 - ・物品役務等の調達については、取組可能調達のあった全29機関のうち20機関が、全ての取組可能調達で加点評価を実施。
 - ・公共工事等の調達については、取組可能調達のあった全15機関のうち6機関が、全ての取組可能調達で加点評価を実施。

◆独立行政法人等は、取組可能調達のあった全169法人のうち147法人が、全ての取組可能調達で加点評価を実施。

（※いずれも金額ベース）

1. 行動計画の策定状況（令和7年3月末日時点）

行動計画の策定・届出が義務となっている企業（常時雇用する労働者101人以上の企業）について、行動計画の策定・届出率は、全国で**98.1%**。（義務対象企業数**51,480**社中、届出企業数は**50,483**社）
（※ 行動計画の策定・届出が努力義務となっている企業（常時雇用する労働者100人以下の企業）について、行動計画の策定の届出企業数は**10,478**社。）

	企業数	届出数	届出率
101人以上	51,480社	50,483社	98.1%
301人以上	18,032社	17,678社	98.0%
101～300人	33,448社	32,805社	98.1%

2. 女性の活躍状況が優良な企業の認定（えるぼし認定）の認定状況（令和7年3月末日時点）

女性の活躍状況が優良なえるぼし認定企業は、全国で**3,458**社。
うち、3段階目は**2,357**社、2段階目は**1,082**社、1段階目は**19**社。
また、えるぼし認定企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合のプラチナえるぼし認定（令和2年6月1日施行）は、**81**社。



3. 女性の活躍推進企業データベースの掲載状況（令和7年3月末日時点）

女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」へ女性の活躍状況を公表している企業数は**36,573**社。一般事業主行動計画を掲載している企業数は**50,599**社。
また、行動計画の策定・届出が義務となっている企業（101人以上企業）のうち、「女性の活躍推進データベース」へ女性の活躍状況を公表している企業数は**27,232**社（**53.1%**）、一般事業主行動計画を掲載している企業数は**31,407**社（**61.2%**）。